



インフルエンザに注意！！

出席停止の基準

☆インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日。

(幼児にあつては3日を経過するまで。)

☆百日咳・・・特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。

☆流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺または舌下腺腫張が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。

《インフルエンザの出席停止の日数の数え方について》

その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日目とします。

『解熱した後3日を経過するまで』の場合、例えば、解熱確認した日が月曜日であつた場合には、その日は日数に数えず、解熱0日目となります。

※インフルエンザ出席停止 早見表

最低基準		発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症後5日経過した後		
								6日目	7日目	8日目
例1	発症後1 日目に解熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	登園可能		
例2	発症後2 日目に解熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
例3	発症後3 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能	
例4	発症後4 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能